島原半島ユネスコ世界ジオパーク基本計画素案に対する 意見募集(パブリックコメント)について

島原半島ユネスコ世界ジオパークは、今年度、日本ジオパーク認定 10 周年の節目を迎えたことから、ジオパーク活動が目指す方向性を住民や関係者が見つめ直すとともに、自ら行動を起こしたくなるような基本理念への改定作業に取組みました。2018 年 11 月に開催された日本ジオパーク認定 10 周年記念シンポジウムにおいて、新たな基本理念「島原半島の「笑顔」「誇り」「幸せ」をもっと、そして、ずっと」が決定されました。

この新たな基本理念の実現が、「島原半島の発展」ひいては「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成にも寄与することから、この度、基本理念に沿った基本的な計画として、「島原半島ユネスコ世界ジオパーク基本計画」を策定いたします。つきましては、この計画を策定するにあたり、島原半島ユネスコ世界ジオパークに関わる皆様の幅広いご意見を募集いたします。

1. 閲覧方法

島原半島ジオパークホームページ及び島原半島3市のホームページによる閲覧、または島原半島ジオパーク協議会事務局(がまだすドーム)、島原市役所(本庁舎)、雲仙市役所(吾妻庁舎・観光物産課)、南島原市役所(西有家庁舎)及び島原振興局(総務課)で閲覧をお願いします。

- ①島原半島ユネスコ世界ジオパーク基本計画素案
- ②島原半島ユネスコ世界ジオパークの基本理念・計画 系統図
- ③島原半島ジオパーク基本計画(現計画)

2. 意見の募集期間

平成31年3月4日(月)~平成31年3月12日(火)午後5時まで

3. 意見の提出方法及び提出先

所定の意見書に必要事項をご記入のうえ、持参または郵送、FAX、メールにより提出をお願いします。 ただし、電話・口頭・匿名による意見は受付できません。また、各閲覧場所に意見書提出箱を設置して おりますので、提出箱による提出もできます。

①持参の場合 島原半島ジオパーク協議会事務局、島原振興局総務課、島原市しまばら観光おもてなし課、雲仙市観光物産課、南島原市商工観光課 ※休日(土曜日、日曜日)は不可

②郵 送 の 場 合 〒855-0558 島原市平成町 1-1 (がまだすドーム内)

島原半島ジオパーク協議会事務局

- ③FAXの場合 0957-65-5542 (島原半島ジオパーク協議会事務局宛)
- ④メールの場合 info@unzen-geopark.jp (島原半島ジオパーク協議会事務局アドレス)

4. 留意事項

- ①住所、氏名等の個人情報が公表されることはありません。
- ②提出いただきましたご意見につきましては、内容を検討・考慮し、その回答をホームページで公表 するとともに、計画案作成の参考といたします。

5. お問合せ

〒855-0558 島原市平成町 1-1 (がまだすドーム内) 島原半島ジオパーク協議会事務局電話:0957-65-5540、FAX:0957-65-5542、メール:info@unzen-geopark.jp

島原半島ユネスコ世界ジオパーク 基本計画素案

1 趣旨・目的

持続可能な地域社会の実現を目指すために策定した島原半島ユネスコ世界ジオパークの基本理念「島原半島の「笑顔」「誇り」「幸せ」をもっと、そして、ずっと」に基づき、島原半島3市や国、県、調査・研究機関及び民間団体等がそれぞれ役割分担するとともに、地域住民や来訪者の協力を得ながら基本計画および行動計画によって基本理念の実現を目指します。また、ユネスコプログラムであるジオパークにおいて、基本理念の実現が国連で定められた「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成につながります。すなわち、一人一人のジオパークに関わる活動が国際社会に貢献します。

2 基本計画について

基本計画は、島原半島に存在する地域遺産を地域住民、行政、研究者等が協同して保全するとともに、地域の誇りを醸成する教育活動の推進、歴史および文化などを含む地域資源を活かした魅力的なジオツーリズムの実施を通じて、基本理念を実現するために策定しています。

(1) 保全

①法令等による地域資源の保全

法令等に基づきサイト等の保全方針、管理、利用を明確化させることにより、ハード面を含めた効果的な保全活動を継続します。

②保全活動の推進

サイト等の価値を住民が正しく理解し、自主的な保全活動を行なうことで、サイト等を 未来へ継承します。

③地域遺産の継承

新たな地域遺産の掘り起こしを図り、地域の文化や歴史を継承します。

(2) 教育·研究

①学術研究の促進

大学、研究者、地域住民等と連携し、サイト等の調査・研究への支援を行います。

②地域住民向けの教育活動

児童・生徒、教職員、地域住民等、それぞれの理解度や立場に応じた研修を実施し、地域を未来へ引き継ぐための誇りを醸成します。

③ジオガイド養成・育成

地域の魅力を十分に伝えられるジオガイドの養成・育成を図ります。

(3) 観光・地域づくり

①質の高いジオガイドによるジオツーリズムの推進

ジオツーリズムにより、島原半島を訪れる国内外の観光客の増加を目指します。

②産業の活性化

農業、漁業、商工業等をジオパーク的な価値付けにより、活性化を図ります。

③地域住民による地域活動への支援 地域住民が主体的に行なう活動を支援します。

(4) ネットワーク

①島原半島内の対話促進

地域住民やジオパーク関係者が気軽に対話できる場を作り、地域課題の解決を目指します。

- ②島原半島外の交流促進 国内外の他地域と活発な交流を図り、相互の発展に努めます。
- ③持続可能な運営体制の確立

地域住民等が他ジオパークとの交流を図る橋渡し役として、持続可能な事務局の運営を目指します。

島原半島ユネスコ世界ジオパークの基本理念・計画系統図

■目的

持続可能な地域社会の実現を目指すために策定した島原半島ユネスコ世界ジオパークの基本理念「島原半島の「笑顔」「誇り」「幸せ」をもっと、そし て、<u>ずっと</u>」に基づき、島原半島3市や国、県、調査・研究機関及び民間団体等がそれぞれ役割分担するとともに、地域住民や来訪者の協力を得ながら基 本計画および行動計画によって基本理念の実現を目指します。

基本理念

~将来の望ましいすがた~

鳥原半鳥の

「笑顔」「誇り」「幸せ」を もっと、そして、ずっと

1【保全】

ずっと、

大地の恵みに感謝し、豊かな 自然と人の営みを守り続けま

2【教育•研究】

ずっと、

大地が語る歴史や人の暮らし を伝え続けます

3【観光・地域づくり】

もっと、

ここにしかない宝を誇り、 活気あふれ、人が集う地域に します

4【ネットワーク】

もっと、

対話や交流を重ね、人や地域 の繋がりを広げていきます

基本計画(案)

基本理念を実現するための方向性

1. 【法令等による地域資源の保全】

法令等に基づきサイト等の保全方針、管理、利用 を明確化させることにより、ハード面を含めた効果 的な保全活動を継続します。

2. 【保全活動の推進】

サイト等の価値を住民が正しく理解し、自主的な 保全活動を行なうことで、サイト等を未来へ継承し ます。

3. 【地域遺産の継承】

新たな地域遺産の掘り起こしを図り、地域の文化 や歴史を継承します。

1. 【学術研究の促進】

大学、研究者、地域住民等と連携し、サイト等の 調査・研究への支援を行います。

2. 【地域住民向けの教育活動】

児童・生徒、教職員、地域住民等、それぞれの理 解度や立場に応じた研修を実施し、地域を未来へ引 き継ぐための誇りを醸成します。

- 3.【ジオガイド養成・育成】 地域の魅力を十分に伝えられるジオガイドの養
- 成・育成を図ります。
- 1.【質の高いジオガイドによるジオツーリズムの推進】 ジオツーリズムにより、島原半島を訪れる国内外 の観光客の増加を目指します。

2. 【産業の活性化】

農業、漁業、商工業等をジオパーク的な価値付け により、活性化を図ります。

3. 【地域住民による地域活動への支援】

地域住民が主体的に行なう活動を支援します。

1. 【島原半島内の対話促進】

地域住民やジオパーク関係者が気軽に対話できる場 を作り、地域課題の解決を目指します。

2. 【島原半島外の交流促進】

国内外の他地域と活発な交流を図り、相互の発展に 努めます。

3. 【持続可能な運営体制の確立】

地域住民等が他ジオパークとの交流を図る橋渡し役 として、持続可能な事務局の運営を目指します。

現時点の取り組み事業 ~行動計画(例)~

1-1-(1)ジオサイト保全

1-1-(2)看板維持管理

1-1-(3)新登山道のパトロール

1-2-(1)ジオ空教室

1-2-(2)島原半島ジオパーク検定

1-3-(1)民話によるジオツアー

- 2-1-(1) 高校生研究発表
- 2-1-(2)学術助成
- 2-2-(1)小中高等学校教育
- 2-2-(2)小中学校展示発表会
- 2-2-(3) 地域住民対象ジオツアー
- 2-2-(4) ジオ空教室
- 2-2-(5)島原半島ジオパーク検定
- 2-2-(6) 県外教育交流 (マナビ旅)
- 2-2-(7)古写真プロジェクト
- 2-3-(1) ジオガイド養成・育成
- 2-3-(2) 自主財源をもつジオガイドの仕組みづく
- 3-1-(1)フォトコンテスト
- 3-1-(2) ジオツアー造成
- 3-1-(3)観光動向調査 (サマーキャンペン)
- 3-1-(4)旅行商品の開発・支援
- 3-1-(5)PR事業
- 3-1-(6) ジオガイド養成・育成
- 3-2-(1)サポーター制度
- 3-2-(2)ブランディング
- 3-3-(1)NPO法人等との連携強化
- 4-1-(1)サポーター制度
- 4-1-(2) 九州ジオパーク連絡会
- 4-2-(1)JGN関係会議、研修会
- 4-2-(2)地域住民対象ジオツアー
- 4-2-(3)日本ジオパーク全国大会
- 4-2-(4)姉妹ジオ
- 4-2-(5) 国際ユネスコ会議
- 4-2-(6) アジア太平洋ジオパークネットワーク
- 4-3-(1)専門員の雇用
- 4-3-(2)組織体制の確立

2016年日本審査の指摘事項の対応

- ●ガイドにおける説明の表現や看板標記の工夫
- 1 1 直接誘導案内標識に、サイト等のみところをワンフレーズで紹介したコメントをつける 1 1 真関団体や市等の設置した看板に、サイト等のみどころをワンフレーズで紹介したコメン
- 1-1. 専門用語の多い看板は、盤面を張り替える
- 1-1. ジオパークサポーター等と意見交換を通じて、既存商品の価値を高めるようなpopの作成
- 2-2.総会時等、協議会事務局員からジオパークに関する講話。
- 2-2.ニュースレターの配布を通じて、ジオパークに関わる観光関係者間の共通理解を図る
- ●ジオガイドの質向上とガイド団体の組織化
- 2-3. ジオガイドが他所のジオパーク研修会等に参加する機会を設ける 2-3 ジオガイドが自分なりにジオストーリーを作る
- 2-3.専門員がガイドのジオストーリー作りに協力する。
- 2-3.ジオガイド同士が、サイト等の説明する場を創出する。
- 2-3.ジオガイド内で班分けと「班長の設置」、班長をまとめる代表者をおく
- 2-3. 班長会を通じて、事務局とガイドが情報共有を図る
- 2-3.ジオガイドがガイドする際に必要な道具等の準備
- 2-3 ジオガイドの他ジオパークに行く研修支援
- 2-3 ウェブサイト等によるジオガイドのPR
- 2-3.ジオガイドの場を創出する、営業活動の実施
- 3-1 既存ジオパークモデルコースを、既存のリーフレットと一緒に複数施設で展示する。ス マートフォンアプリ「長崎県まるまる島原半島」の普及を図る
- 3-1、国内外でツーリズム等を行っている有識者を招聘し、講演会等を開催する。
- 3-3.ワーキンググループでよりよい多言語解説板の設置を検討する
- ●拠点施設のリニューアル化
- 3-3.雲仙岳災害記念館の愛称変更等を検討

- 4-1.協議会に所属する各団体は、総会等で事業計画の進捗状況を報告
- 4-1ニュースレターを複数施設で提示する
- 4-1.島原半島ジオパークサポーター講座の実施
- 4-1.ニュースレターを複数施設で展示する 4-1.ニュースレターの配布を通じて、ジオパークに関わる観光関係者間の共通理解を図る
- 4-1観光運営委員会の中にワーキンググルーブを置き、実務者レベルで定期的な会合を設ける 4-2半島内の観光関係者の他のジオパークの視察および研修等の参加

- 4-3.専門員の人件費を負担する
- 4-3.事務処理事項に引き継ぎ事項のマニュアル化 4-3.事務局員の移動が一度に生じないように調整
- 4-3.各市での審査に対する対応策の検討
- 4-3.各市が行なうジオパーク活動の情報共有化
- 4-3.専門員に依存しないで、既存のジオパークサポーターが、他のジオパーク関係者と交流、 白らの活動に活かす
- 4-3.専門員に依存しないで、出前授業等、地域住民と意見の交換の場を設け、地域住民にジオ
- ●拠点施設のリニューアル化
- 4-1.かまだすドーム内に置く組織間の定期会議
- 4-2.がまだすドームの職員が、他のジオパーク研修会等に参加し、ジオパークの拠点施設の役